

南アルプス市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認

入札に付そうとする案件について談合に関する情報(以下「情報」という。)があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、直ちに南アルプス市公正入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)の事務局へ通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により情報を把握した場合にも、調査委員会の事務局(以下「事務局」という。)へ通報するものとする。

2 報告

事務局は、1により情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書(別記様式第1、以下「報告書」という。)にまとめ、速やかに調査委員会の委員長(以下「委員長」という。)に報告すること。

なお、事務局において、新聞等の報道により情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ報告すること。

3 調査委員会の招集及び審議

委員長は、報告書により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信ぴょう性を踏まえ必要に応じて調査委員会を招集し、第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 市長への報告

委員長は、調査委員会の審議により、第2以下の手続きによることとした情報(以下「談合情報」という。)については、各段階の対応について、談合情報に関する報告について(別記様式第2)に報告書その他必要書類の写しを添えて、速やかに市長に報告すること。

5 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への談合情報の通報については、手続きの各段階において、事務局が逐次かつ速やかに行うこと。

6 調査に値する情報

情報が次の場合には、原則として事情聴取等必要な調査を行うこと。

- (1) 情報提供者の身元、氏名、連絡先及び対象案件名、落札予定業者(JVの場合は、代表者名でも可)が明らかである場合
- (2) 情報提供者が匿名であっても、直接発注機関に通報する者の身元、氏名、連絡先及び対象案件名、落札予定業者(JVの場合は、代表者名でも可)が明らかであり、更に談合が行われた日時、談合の方法、落札予定金額等談合に参加した当事者以外に知り得ない情報

が含まれている場合

7 誓約書の提出

調査委員会の審議の結果、事情聴取等の調査を行わない場合であっても、入札に際しては、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員から誓約書（別記様式第5 - 1 ~ 第5 - 3）を提出させ、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行うこと。

8 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、一次的には事務局を所管する課長に窓口を一本化して対応すること。また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであることから、発注者側から積極的に公表するものではない。）

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次に従い対応すること。なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

入札参加者全員に対して事情聴取を速やかに行うこと。（ただし、電子入札を実施する場合において、当該入札を参加申請書の提出を要さない一般競争入札（以下「ダイレクト入札」という。）の方式で実施するため、発注者においても事前に入札参加者を把握することができない場合を除く。）事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻の繰り下げ等により入札を延期したうえで行うこと。

(2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、競争入札心得（以下「入札心得」という。）第7条を適用し、入札の執行を延期し又は取り止めるものとする。

(3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の警告をした後に入札を行うこと。

イ 入札には、積算担当者（当該案件の積算内容を把握している職員）が立会い、入札書に合わせ提出された積算内訳書を入念にチェックすること。ただし、当該入札が電子入

札である場合は、立会いを要しない。

ウ 積算内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応すること。

(4) ダイレクト入札を実施する場合の留意点

ダイレクト入札を実施する場合においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア 第1の6に規定する調査に値する談合情報があるときで、その信ぴょう性が極めて高いと認められる場合又は明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応すること。

イ 談合情報の信ぴょう性が低いと認められるため当該入札を執行した場合において、入札結果等と談合情報の内容を照らし、調査が必要であると認められる場合には、次の2に準じた手続きを行うこと。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きをとること。

(1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第8条第8号を適用し、入札を無効とすること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、案件の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

第3 個別手続の手順

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、情報を受けた場合には、その内容を報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報

(1) 公正取引委員会への通報は、各段階の対応について逐次かつ速やかに関係書類の写しを添えて行うこと。

(2) 公正取引委員会への通報は、談合情報に関する報告書について（別記様式第3）により行うこと。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取項目（別紙1）を参考に1社ずつ面談室等に呼び出し、必要事項について聞き取りを行うこと。なお、入札執行前に事情聴取を行う場合は、業者同士が接触することがないように十分留意すること。

(3) 聴取結果に基づき事情聴取書（別記様式第4）を作成すること。

4 誓約書の提出

(1) 誓約書については、公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知したうえで事情聴取の対象者から自主的に提出させること。なお、落札決定（入札）後で契約締結以前の場合は、様式の文書表現中、3行目の「落札後、」を抹消して用いること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の警告を行う場合は、入札執行に係る警告事項（別紙2）により警告事項を読み上げること。当該入札が電子入札である場合は、入札前にその旨の周知を市ホームページ等により図ること。

5 積算内訳書のチェック

積算内訳書の提出にあたっては、入札に際し積算担当者が立会い、第1回入札前に入札参加者全員から積算内訳書の提出を求め、積算担当者が談合の形跡がないか入念にチェックすること。当該入札が電子入札である場合は、開札前に書面による積算内訳書の提出を求めチェックすること。

附則

このマニュアルは、平成15年4月1日から施行する。

附則

このマニュアルは、平成21年11月25日から施行する。

別記様式第1

談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日() 時 分
案 件 名	
入札(予定)日	平成 年 月 日() 時 分
開札(予定)日	平成 年 月 日() 時 分
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他(会社名等) ・役職名 ・氏名等 ・連絡先(住所、電話番号等)
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	
応答者所属・職氏名	
当該案件の問い合わせ先	

- 1 情報が書面等の場合は、写しを添付すること。
- 2 その他参考となる資料があれば添付すること。

別記様式第2

平成 年 月 日

南アルプス市長

様

南アルプス市公正入札調査委員会
委員長

談合情報に関する報告書について（送付）

建設工事等の入札に係る談合情報に関する資料を別添のとおり送付します。

（事項）

- 1 入札談合に関する情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札点検表
- 5 入札に関する連絡（無効、延期・取り消し）
- 6 その他（契約解除等）

（該当する番号を で囲むこと。）

別記様式第3

第 - 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務局
審査部管理企画課第一情報管理室長 様

南アルプス市長 今 沢 忠 文

談合情報に関する資料について（送付）

南アルプス市が発注する
を別添のとおり送付します。

の入札に係る談合情報に関する資料

（事項）

- 1 入札談合に関する情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札点検表
- 5 入札に関する連絡（無効、延期・取り消し）
- 6 その他（契約解除等）

（該当する番号を で囲むこと。）

別記様式第4

事情聴取書

入 札 案 件 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者職・氏名

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 本案件の入札に先立ち、すでに落札者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本案件について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。	
4 その他必要事項	

別紙 1

事情聴取項目（参考）

- 1 本案件の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本案件について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。
- 3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。
- 4 その他必要事項

別紙 2

入札執行に係る警告事項

- 1 本案件の入札について談合があったとの通報がありましたが、入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札心得第 8 条第 8 号により入札を無効とする。

(旨の警告を行う。)

別記様式第5 - 1 (単体工事・業務委託用)

誓 約 書

平成 年 月 日

南アルプス市長 様

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

代 理 人 氏 名

印

今般の競争入札に関し、次の工事（業務）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法律等を遵守することを誓約し、落札後、当該工事等に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

1 工事（業務）名

2 工事（業務）場所

別記様式第5 - 2 (JV工事用)

誓 約 書

平成 年 月 日

南アルプス市長 様

特定建設工事共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

(代表者)	住 所	
	商号または名称	
	代 表 者 氏 名	印
	住 所	
	商号または名称	
	代 表 者 氏 名	印
	住 所	
	商号または名称	
	代 表 者 氏 名	印
	代 理 人 氏 名	印

今般の競争入札に関し、次の工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法律等を遵守することを誓約し、落札後、当該工事に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

1 工 事 名

2 工事場所

別記様式第5 - 3 (物品調達用)

誓 約 書

平成 年 月 日

南アルプス市長 様

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

印

代 理 人 氏 名

印

今般の競争入札に関し、次の物品買入（借入）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法律等を遵守することを誓約し、落札後、当該物品買入等に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

1 物 品 名

2 納入場所